

平成20年12月期の業績 (連結)

●財務情報 (連結)

(単位：百万円)

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
連結決算					
經常収益	475,546	489,732	506,912	598,631	602,335
資金運用収益	253,692	253,692	253,692	253,692	253,692
信託報酬	101,351	101,351	101,351	101,351	101,351
經常費用	431,561	431,561	431,561	431,561	431,561
資金調達費用	100,442	100,442	100,442	100,442	100,442
經常利益	170,774	170,774	170,774	170,774	170,774
当期純利益	120,420	120,420	120,420	120,420	120,420
純資産額	2,512,364	2,512,364	2,512,364	2,512,364	2,512,364
総資産額	20,090,523	20,090,523	20,090,523	20,090,523	20,090,523
預金残高	12,143,660	12,143,660	12,143,660	12,143,660	12,143,660
貸出金残高	10,532,421	10,532,421	10,532,421	10,532,421	10,532,421
有価証券残高	6,000,730	6,000,730	6,000,730	6,000,730	6,000,730
合算信託財産額	60,135,342	60,135,342	60,135,342	60,135,342	60,135,342
連結自己資本比率(第二基準(国内基準))	18.52%	18.52%	18.52%	18.52%	18.52%
単体決算					
営業収益	40,832	40,832	40,832	40,832	40,832
営業費用	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
営業利益	30,832	30,832	30,832	30,832	30,832
営業外収益	100	100	100	100	100
営業外費用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
經常利益	29,932	29,932	29,932	29,932	29,932
当期純利益	26,541	26,541	26,541	26,541	26,541
資本金	401,261	401,261	401,261	401,261	401,261
発行済株式総数(普通株式)	1,230,456千株	1,230,456千株	1,230,456千株	1,230,456千株	1,230,456千株
発行済株式総数(第一種優先株式)	10,000千株	10,000千株	10,000千株	10,000千株	10,000千株
発行済株式総数(第二種優先株式)	101,101千株	101,101千株	101,101千株	101,101千株	101,101千株
発行済株式総数(第三種優先株式)	201,101千株	201,101千株	201,101千株	201,101千株	201,101千株
純資産額	748,578	748,578	748,578	748,578	748,578
総資産額	901,717	901,717	901,717	901,717	901,717
配当性向	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%
従業員数	125人	125人	125人	125人	125人

[連結決算データ（1段組）]

連結決算データ（1段組）

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成20年度）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結基準

当社は、企業グループの概要の実態を明らかにし、いわゆる粉飾決算などを未然に防止するために、金融商品取引法などの法令や会計基準に基づいた最新の会計基準を採用しています。連結範囲は、「支配力基準」を採用し、出資、人事、資金などにおける関係からみて、「緊密な者」を含めています。連結会社の総資産、経常収益、当期純損益（持ち分に見合う額）は、連結の範囲に含めることにより企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げる恐れのあるものを含めています。

（2）連結子会社40社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇〇〇株式会社
（旧社名 〇〇〇〇〇〇株式会社）
〇〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇 (VBI) Limited
〇〇〇〇〇〇 Management Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。なお、議決権の所有割合の増加等により、当連結会計年度から連結子会社とした会社はありません。

（3）非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。なお、財務諸表等規則第8条第7項の規定により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の概要等は、「開示対象特別目的会社関係」の注記に掲げております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

（2）持分法適用の関連会社10社

主要な会社名

〇〇△△株式会社
〇〇△△株式会社

（3）持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇・マネジメント株式会社

（4）持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

連結決算データ（２段組：パターン１）

1. 連結の範囲に関する事項

（１） 連結基準

当社は、企業グループの概要の実態を明らかにし、いわゆる粉飾決算などを未然に防止するために、金融商品取引法などの法令や会計基準に基づいた最新の会計基準を採用しています。連結範囲は、「支配力基準」を採用し、出資、人事、資金などにおける

関係からみて、「緊密な者」を含めています。連結会社の総資産、経常収益、当期純損益（持ち分に見合う額）は、連結の範囲に含めることにより企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げる恐れのあるものを含めています。

（２） 連結子会社

連結子会社40社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇〇株式会社
（旧社名 〇〇〇〇〇株式会社）
〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇 (VBI) Limited

〇〇〇〇〇 Management Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。なお、議決権の所有割合の増加等により、当連結会計年度から連結子会社とした会社はありません。

（３） 非連結子会社

非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態

及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。なお、財務諸表等規則第8条第7項の規定により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の概要等は、「開示対象特別目的会社関係」の注記に掲げております。

2. 持分法の適用に関する事項

（１） 持分法適用の非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇銀行株式会社
〇〇〇〇〇株式会社
（旧社名〇〇〇〇〇株式会社）
〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇 (VBI) Limited

〇〇〇〇〇 Management Limited

〇〇〇〇〇Risk Management Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。

（２） 持分法適用の関連会社10社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行

〇〇〇〇〇銀行株式会社

〇〇〇〇〇〇株式会社

（旧社名 〇〇〇〇〇株式会社）

連結決算データ（２段組：パターン２）

1. 連結の範囲に関する事項

連結基準

(1) 当社は、企業グループの概要の実態を明らかにし、いわゆる粉飾決算などを未然に防止するために、金融商品取引法などの法令や会計基準に基づいた最新の会計基準を採用しています。連結範囲は、「支配力基準」を採用し、出資、人事、資金などにおける関係からみて、「緊密な者」を含めています。連結会社の総資産、経常収益、当期純損益（持ち分に見合う額）は、連結の範囲に含めることにより企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げる恐れのあるものを含めています。

(2) 連結子会社40社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇〇株式会社
(旧社名 〇〇〇〇〇株式会社)
〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇 (VBI) Limited

〇〇〇〇〇 Management Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。なお、議決権の所有割合の増加等により、当連結会計年度から連結子会社とした会社はありません。

(3) 非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇株式会社
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。なお、財務諸表等規則第8条第7項の規定により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の概要等は、「開示対象特別目的会社関係」の注記に掲げております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇銀行株式会社
〇〇〇〇〇株式会社
(旧社名 〇〇〇〇〇株式会社)
〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇 (VBI) Limited
〇〇〇〇〇 Management Limited
〇〇〇〇〇 Risk Management Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。

また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。

(2) 持分法適用の関連会社 10社

主要な会社名

〇〇△△株式会社

〇〇△△株式会社

△△△△株式会社

▽▽▽▽▽▽▽▽株式会社

株式会社〇〇〇〇銀行

〇〇〇〇銀行株式会社

〇〇〇〇〇株式会社

(旧社名 〇〇〇〇〇株式会社)

〇〇〇〇〇マネジメント株式会社

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。

また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇マネジメント株式会社

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰

延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分

に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりです。

- 06月末日15社
- 12月末日10社
- 03月末日15社
- 03月末日15社
- 06月末日15社
- 08月末日15社
- 12月末日10社

(2) 6月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それ

ぞれの決算日の財務諸表により連結しています。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しています。この変更による影響は軽微です。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しています。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えています。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価

証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)(イ)と同じ方法により行っています。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っています。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成15年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

- 建物 07年~80年
- 動産 03年~08年
- 動産 03年~08年

また、取得価額が30万円未満の資産については、3

連結決算データ（２段組：パターン３）

1. 連結の範囲に関する事項

連結基準

(1) 当社は、企業グループの概要の実態を明らかにし、いわゆる粉飾決算などを未然に防止するために、金融商品取引法などの法令や会計基準に基づいた最新の会計基準を採用しています。連結範囲は、「支配力基準」を採用し、出資、人事、資金などにおける関係からみて、「緊密な者」を含めています。連結会社の総資産、経常収益、当期純損益（持ち分に見合う額）は、連結の範囲に含めることにより企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げる恐れのあるものを含めています。

(2) 連結子会社40社

主要な会社名

〇〇〇〇〇〇株式会社
株式会社〇〇〇〇銀行
〇〇〇〇〇〇株式会社
（旧社名 〇〇〇〇〇〇株式会社）
〇〇〇〇〇〇マネジメント株式会社
〇〇〇〇 (VBI) Limited

なお、〇〇〇〇 Risk Management Limitedは設立により当連結会計年度から連結しています。また、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。なお、議決権の所有割合の増加等により、当連結会計年度から連結子会社とした会社はありません。

(3) 非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。なお、財務諸表等規則第8条第7項の規定により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社の概要等は、「開示対象特別目的会社関係」の注記に掲げております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

なお、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。そして、〇〇〇〇株式会社は、株式を譲渡したことから中間損益計算書のみ連結しています。

(2) 持分法適用の関連会社10社

主要な会社名

〇〇△△株式会社

〇〇△△株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

〇〇〇〇マネジメント株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりです。

06月末日15社

12月末日10社

03月末日15社

(2) 06月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しています。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書

当社の決算について (解説)

特殊な勘定科目の考え方

信託銀行の勘定には、信託銀行固有の勘定である「銀行勘定」と、信託財産を銀行本体の勘定と区分経理するための勘定である「信託勘定」があります。信託銀行では信託財産を信託契約ごとに分別管理しなければならないため、信託勘定は多くの勘定で構成されています。原則的に、個別の信託勘定の詳細は委託者または受益者以外には開示しませんが、「金銭信託」や「年金信託」など種別ごとの合計残高は、信託財産残高表に記載しています。また、「元本補てん契約のある信託」については、資産・負債の主な内訳を開示しています。

信託財産は、名義のうえでは信託銀行のものとなっていますが、実質的には受益者のものです。したがって、信託銀行は信託財産の管理・運用の対価として「信託報酬」だけを受け取り、管理・運用によって発生した収益から信託報酬とその他の費用を控除した損益は、すべて信託財産に帰属します。

信託報酬は銀行勘定の収益の1項目となっています。つまり、信託銀行固有の勘定である銀行勘定の決算は、本来の銀行業務による損益だけでなく、信託銀行が管理している信託勘定からの報酬も反映したものとなっています。

なお、信託報酬の詳細な内訳については、第3章「信託報酬の内訳」において説明します。

業務純益の考え方

銀行の損益計算書では、「経常利益」は経常収益から経常費用を差し引いて算出されていますが、この経常利益には株式関係損益や不良債権償却など本業以外の要素も含まれています。そこで、本業だけの収益を表すため、損益計算書の項目の中から本業での収益力を表す項目だけを選び、「業務純益」を算出しています。

業務純益は、「業務粗利益」から「経費」「一般貸倒引当金繰入額」を控除することによって求めます。このうち、「業務粗利益」は、「資金利益」(預金・貸出・有価証券等の利息収支)、「役務取引等利益」(信託報酬、手数料収支)、「特定取引利益」(特定取引勘定に係る損益)、「その他業務利益」(外国為替・債券売買益等)から成り立っています。

「資金利益」は損益計算書では「資金運用収益」から「資金調達費用」を控除したものに概ね対応します。また、「役務取引等利益」は「信託報酬」と「役務取引等収益」の合計から「役務取引等費用」を控除したものの、「特定取引利益」は「特定取引収益」から「特定取引費用」を控除したものの、「その他業務利益」は「その他業務収益」から「その他業務費用」を控除したものにそれぞれ対応しています。

当社の業務純益

信託銀行では、この業務純益に加えて「信託勘定償却前業務純益」を開示しています。というのも、信託銀行の場合、前述の計算式で算出された業務純益は、本業での収益力を正確に反映していないからです。業務純益を構成する1項目となる信託報酬は、信託勘定での貸出金償却を控除した後の数字として算出されるため、業務純益は本来の収益力よりも少ない額になってしまうのです。

それを修正し、本業での収益力をより正確に表すため、信託銀行では、業務純益に信託勘定の「貸出金償却額」を加えた「信託勘定償却前業務純益」を算出し、他の銀行の業務純益と比較できるようにしています。

また「信託勘定償却前業務純益」から、一般貸倒引当金繰入・取崩額の影響を除外した業務純益である「実勢業務純益」を開示しています。

与信リスクの管理体制

リスク管理規程							
信用リスク管理				市場 リスク 管理	流動性 リスク 管理	オペレ ーシ ョナ ル・ リス ク 管理	
格付制度			個人 債権 管理				信用 リス クの 評価
信用格付制度							
法人 信用 格付	S P 信用 格付	金融 機関 信用 格付	プ ロ ジ エ ク ト フ ァ イ ナ ン ス 信用 格付				

案件審査

個別取引案件の採否については、営業部門から独立した審査部門がそれぞれ所管する個別案件毎に資金使途、償還能力、キャッシュ・フロー、担保力、収益性等の観点から厳格な審査・管理を行っています。さらに重要な案件の審査についてはその取り組みの可否を社長以下関係する役員で構成する「投融資審査会」に付議し、経営レベルで個別融資・有価証券投資に関する重要方針を審議する体制をとっています。

信用リスク管理

リスク管理部署は信用リスク量の状況及び持株会社から各与信関連業務部門に配賦された資本額の遵守状況についてモニタリングを実施するとともに、リスク量の状況を月次で経営会議、取締役会に報告しています。

なお、信用リスク量の算出は、原則として、内部格付制度に基づき推計されたパラメータを用いたモンテカルロシミュレーションにより行っています。

また、特定の業種・内部格付・与信先及びグループに対する過度の与信集中を排除すべく、個別取引先及びグループに対する与信上限額の設定を行い、それらの与信残高の状況について月次でモニタリングを実施し、投融資審査議会に報告を行っています。モニタリングの結果、与信残高が一定基準を超える場合には、その理由及び超過解消目処等を投融資審議会に付議のうえ取締役会に報告を行い、上限額を超過しないように管理を行っています。このほか、業種区別の残高・信用リスク量の状況について四半期毎にモニタリングを実施し、経営会議に報告を行っています。